

令和4年9月12日

立山町立小中学校
保護者各位

立山町教育委員会

児童生徒等の本人が感染した場合の療養期間等の見直しについて

日頃より、本町の教育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者となった場合の待機期間については、令和4年9月5日付けで変更いたしました。この度は、富山県教育委員会において児童生徒等の本人が感染した場合の療養期間等の見直しに準じ、本町におきましても下記のとおり見直すことといたしましたので、お知らせいたします。

なお、令和4年9月12日以前に感染が判明していた場合も同様の取扱いといたします。

1. 出欠の取扱いについて

- ・学校保健安全法第19条に基づき、**出席停止**となります。
ただし、下記のとおり症状の有無により出席停止期間が異なります。

2. 出席停止期間について

①児童生徒等の本人が有症状の場合（※1）

(a) 現に入院している児童生徒等

- ・発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除を可能とすること。

(b) (a) 以外の児童生徒等（入院していない児童生徒）

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とすること。
- ・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底すること。

※1 人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。

②児童生徒等の本人が無症状の場合

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とすること。
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目に解除を可能とすること。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や高齢者等ハイリスク者との接触、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いすること。

【検査によって待機期間を短縮する場合の留意点】

- ・抗原定性検査キットを用いた検査は、保護者及び本人の意思で行うものであり、学校において要請するものではないこと。
- ・検査は、自費検査とすること。（県による無料検査は、療養期間を短縮するためには利用できません。）
- ・薬事承認された検査キットを使用すること（国の承認を受けた抗原定性検査キットには、「体外診断用医薬品」の表示があります。）
- ・待機期間解除の判断を保健所に確認する必要はないこと。

3. その他

- ・児童生徒等に発熱・せき・頭痛等の風邪の症状が見られる場合は、自宅待機をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する事由で、保護者の判断により、児童生徒を欠席させる場合については、出席停止とします。
- ・感染の疑い等があれば、中部厚生センター（電話番号 076-472-0637）へご相談をお願いします。また、そのような場合は、学校へもご連絡願います。
- ・教職員が感染した場合等についても児童生徒同様に取り扱います。
- ・これまでどおり、各ご家庭での基本的な感染防止対策の徹底（マスク着用、こまめな手指消毒等）をお願いします。

